

V 特別支援保育

1. はじめに

児童憲章にて、「すべての児童は、身体が不自由な場合、又は精神の機能が不十分な場合に、さらに適切な治療と教育と保護が与えられる」と、うたわれている。障がいのあるなしに関わらず、個性の違う仲間との触れ合いや支え合いを通して、社会的存在の人間として育てていくことをふまえ、その育つ力を十分に保障するためには保育の在り方(特別支援保育)が重要と考える。

2. 久留米市における特別支援保育の取り組み

久留米市においては、1973年(昭和48年)より心身の発達に障がいを持つ子どもの保育所等への受け入れを始めた。当初は、一人一人の障がいは様々であり状態も多様であることから、保育上の混乱や不安が多く、試行錯誤の連続であった。また、障がいと診断されないが気になる子に対しても、早期に手厚い援助していくことに努めてきた。

このような経過の中で、久留米市では気になる子どもに対しても支援を要する対象として、政策の中で積極的に入所を受け入れ、加配保育士制度を1977年(昭和52年)に確立していった。1979年(昭和54年)幼児教育研究所の設立に伴い、研究所を中心に、保育関係者が一体となり各機関と連携を図り、長期的な視点で支援にあたっていた。現在は、子ども未来部子ども保育課が中心となり、様々な研修等を実施したり、相談会を開いたりして保護者や保育士への支援にあたり、子どもの育ちを保障している。

3. 特別支援保育の意義

特別支援保育とは、障がいのある子どもたちや気になる子どもたちに対して、集団の中で生活することを通して心身の豊かな発達をめざすことである。

4. 特別支援保育の目標

障がいのある子どもの保育においては、子ども一人一人の障がいは様々であり、その状態も多様であることから、保育士は子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが大切である。そして、子どもが安定した生活を送る中で自己を十分に発揮し、豊かな活動が出来るような保育の展開が必要である。また、子どもの関わりにおいては、個に応じた関わりと、集団の一員としての関わりを両面を大事にすることを基盤に、保育所での豊かな生活と心身の発達をめざす。

5. 特別支援保育の方法

特別支援保育の場では、個性の違う仲間との触れ合いや支え合いこそが、保育士の働きかけ以上に大きな役割を果たし、発達を促すことも多い。また、特別な支援を必要とする子どもは、原則として同年齢の子どもの中で生活するが、状況により保育士と1対1であったり、異年齢と共に過ごす場合があったりと柔軟な対応が求められることも多い。したがって、園(全職員)と保護者が共通理解の下で、子どもにとってより良い環境を作り出すよう努めなければならない。また、指導計画等については症状や個人差に留意し、遊びや生活などに関して具体的できめ細かい計画が必要である。

=保育のポイント=

- (1) 障がいや発達状況を統合的にとらえ保育課題を明確にし、過剰な世話や保護を抑え自らの経験を通して自信を持たせていく。
- (2) 十分な活動が出来るように、発達過程に即した生活のリズムを整え自発的行動を促す。
- (3) 必要に応じて医療・教育・相談等の専門機関との連携を保つ。
- (4) 同年齢や異年齢の子どもたちとの関わりなど、場面に応じて対応を工夫する。
- (5) 特別な支援を必要とする子どもの発達や行動の変容は、時には進行、時には退行といった状態が繰り返されるので発達過程を踏まえきめ細やかに対応する。

6. 特別支援保育の実際

(1) 個別の指導計画作成にあたっては、一人一人を総合的・継続的に把握する。

① 子どもの特性をよく知る。



- ・今の発達状態を知る
- ・発達年齢はどのくらいなのか
- ・どこがもっとも発達していて、何が一番欠如しているのか。
- ・生活習慣の形成はどうか。
- ・言葉の発達はどのくらいか。
- ・友達はあるのか、集団の中で過ごせるのか。
- ・身体の働きはどうか。
- ・何が好きで何が嫌いなのか。

② 現状での保育課題を明確にする。



- ・生活習慣を見直すのか、他の課題を見直すのか

③ どういう方法で関わるのが最も望ましいのかを考える。



- ・集団の中でどのように関われるか。
- ・個別の関わりが必要となるのか。
- ・一日の生活の中で効果的なのかかわりが出来るのはどの部分か。

④ 一つの課題が成立しない場合は、続けるのか、繰り返すのか、方法を変えるのか等試行錯誤する必要がある。



⑤ 保護者への支援をどのようにしていくのか。

- ・保護者との関係はどうか。
- ・自立の気持ちはどのくらい育っているのか。
- ・誤った関わりはないか。

(2) 指導計画の立て方と留意点

保育所全体で組織的及び計画的に保育に取り組み、一貫性、連続性のある実践が重要である。特別な支援を必要とする子どもの指導計画を考える時、子どもの生活そのものを広げるのに必要な行事などは、年間を通してバランスよく配置することが望ましい。

① 月案

月案は週案・日案を立てていく上で、おおよその目安となるので、子どもの発達をしっかりとらえて計画しなければならない。基本的な生活習慣を中心に、様々な保育内容をバランスよく構成する。

- ・ 月案は長期指導計画の一部であるのでいろいろな保育領域との関連を考える。
- ・ 月案の基礎となる保育のねらい・保育内容は子どものありのままの姿を捉え、子どもの要求を満たすものであること。
- ・ 季節や年間行事を十分に生かす内容とする。
- ・ 内容に偏りの無いようチェックする。

② 週案

特別支援保育では、家庭との連携は不可欠なものである。できれば、家庭での手引きとなるような内容や、今、子どもがどのような保育を受けているのか理解できるような内容が良い。

- ・ 保育内容は一過性的なことではなく、繰り返し段階的になされていること。
- ・ 月案に基づき系統的である。
- ・ 発達に伴う問題点を考慮する。
- ・ 子どもの経験量に目を向ける。

③ 日案

子どもの発達実態に応じた、最も相応しい保育内容にすべきである。ねらいを個別に具体化するため、子どもの興味・関心は何か、問題点は何かを分析してみる必要がある。

- ・ 子どもの保育にねらいや内容をはっきりと一日の流れの中に位置づける。
- ・ 活動が偏らないように、活動と休息、緊張と安堵感等調和と変化を持たせる。
- ・ できるだけ個別に取り組む時間を見出す。
- ・ 反省・評価が適切に行われるようにする。

(3) 特別支援保育にあたっての留意点

症 例	特 徴 ・ 留 意 点
言語障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○話をよく聞き、共感すると共に正確な言葉でタイミングよく答える。 ○子どもが話しかけてきた時は、先取りしたり発語を促したりしない。 ○スキンシップなどで情緒の安定を図る。 ○状況やその場に応じた言葉をかけるなどして会話を楽しむ
発達障がい	<p>自閉症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固執性（こだわり）が強い。※ミニカー・水・機械類・色・形・食べ物など ・言葉おくれ。※しゃべらない・単語的・オウム返し・不明瞭・造語その他 ・異常な行動・動作。※多動・常同・フラッピングその他 ・感覚の異常さ。※触覚防衛反応などの感覚のちぐはぐさ・視覚刺激の優位さ ・社会性の欠如。※対人関係不良・基本的な生活習慣の未熟さ・自傷、他傷行為 ○気持ちを切り替えるスペース、安心できる空間等落ち着ける環境を整える。 ○聴覚より視覚優位の子どもの多いので視覚的手がかりを活用する。 ○パニックは冷静に対応する。
	<p>アスペルガー症候群</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に言葉の発達の遅れはない。 ・コミュニケーションがとりづらい。対人関係・社会性の未発達。 ・パターン化した行動や興味、関心の偏りが強い。 ・言語発達に比べて不器用である。 ○みんなと同じではなく、その子に合わせた個別的配慮が必要である。 ○いつもの活動はいつもの流れに沿って行うようにする。 ○否定するよりあるべきことを具体的に示す。
	<p>注意欠如多動性障がい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中し続けることや順序立ててやり遂げることが困難。 ・多動性 ※手足がそわそわ・余計に走り回る・しゃべりすぎ・高い所に登る ・衝動性 ※順番が待てない・人の邪魔や妨害をする・考える前に動く ○良い所を探して褒める（ルールを守れた、落ち着いている時、など）。 ○望ましい行動はその場で褒め、そうでない場合は短い言葉で示す。 ○肯定的な伝え方をする。（走らないで→ゆっくり歩こう等）
	<p>学習障がい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な知的発達に比べ読む・書く・計算する等の能力のうち、特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す。 ○子どもの特性（どの部分に困っているか）に合わせた方法を考えていく。 ○スモールステップでの成長を意識し、小さな成功体験を積み重ね自信につなげる。 ○苦手とする分野に対し、頑張らせることや矯正を求めない。
ダウン症候群	<ul style="list-style-type: none"> ・心疾患や筋肉の緊張低下、難聴、成長障がいが見られ、ゆっくり成長する。 ・皮膚や粘膜が弱いため感染症にかかりやすい。 ・意思をうまく伝えられない、理解が遅い、運動能力が低い等の場合もある。 ○様々な疾患を抱えている場合があるので医師との連携を十分に行う。 ○子どもに語りかける時ははっきりとゆっくりとした声を意識する。 ○日々の生活を安心して過ごせる環境を整える。

聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的には、外部の音声情報を大脳に送るための部位（外耳,内耳,聴神経）のいずれかに障がいがあるために聞こえにくい、聞えない状態のこと。 聞え方には一人ひとり大きな差異がある。 ○言葉にとらわれず、子どもの全面的な発達を促し、情緒の安定を図る。 ○音声だけで話すより、視覚的な情報も併用する。 ○早口になりすぎず、はっきり、ゆっくり話す。 ○出来るだけ向かい合った状態でアイコンタクトを取り、相手が自分の顔を見ているか確認して話す。 ○各関係機関との連携を柔軟に取っていく。
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・上下肢及び体幹に一部基準以上の運動機能に障がいがある。 ○各関係機関との連携を密にし、保育所での生活で配慮すべき事項等について確認し合う。 ○クラス内で安定的な気持ちで過ごせる環境（人的・物的）を整えていく。 ○互いの信頼関係の下、友だち関係が豊かになるよう支援していく。

※ ・は特徴 ○は留意点

（４）保護者への対応（支援）

○障がいをもつ子どもを前にした親の様々な悩みや思い

- ・なんでもない、問題はないはず、まだ教えてないからきっと治ると思いたい
- ・余裕がなくてイライラしたり、周りの目が気になったりするなど不安定な日々を過ごし、疲れがたまってくる。
- ・将来が不安になり、厳しくしつけをすればいいのではないかと焦る。

○保育士等や保育所として心がけること

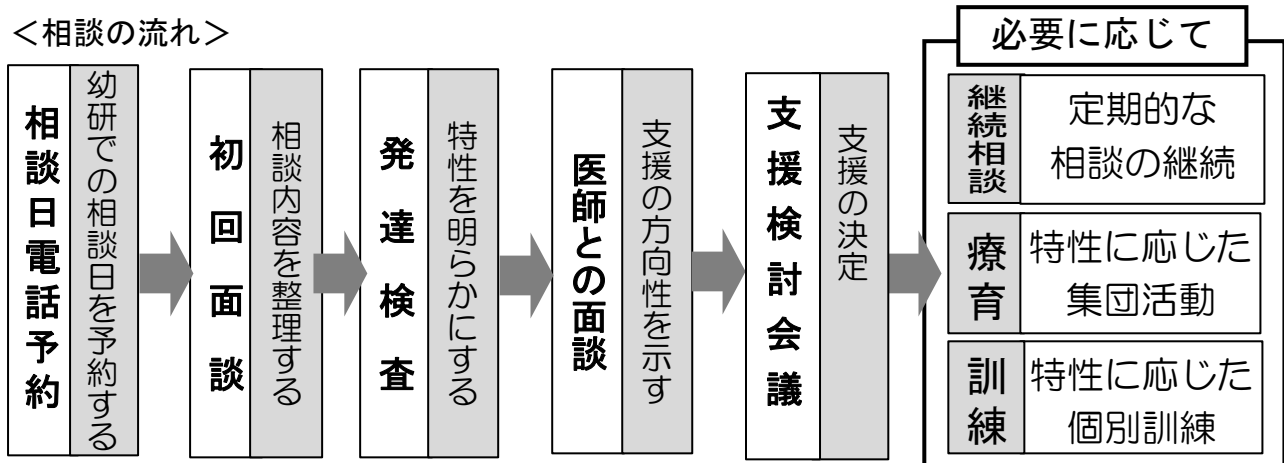
- ・まず何よりも、親の思いに寄り添い共感していくこと。
- ・日頃からの信頼関係づくりを心がける。
- ・園と保護者が互いに理解しあい、課題を共有して一緒に取り組む。
- ・子どもの問題（心配）を的確に伝える。あいまいにせず具体的にわかりやすく。
- ・その子とその親をどう受け入れていくか、園でしっかり話し合い共有していく。
- ・他機関との連携をすすめるとともに、その状況を保護者に伝えてもらう。
- ・公的機関の活用をすすめる。
- ・常に、焦らず保護者の話をよく聴く。

幼児教育研究所について

<幼児教育研究所で行っていること>

- 発達が気になる就学前のお子さんに関する相談及び支援（療育・訓練）
- 保育所、幼稚園等と小学校との連携を推進する取組み
- 子育て講演会などの広報・啓発活動 など

<相談の流れ>



<来所している子どもの実態>

【ことばに関して】

- ・ことばが少ない、はっきりしない
- ・伝えたいことがうまくことばにならない
- ・ことばの理解が難しい

【運動面に関して】

- ・歩きはじめが遅かった
- ・体のバランスが取れない
- ・転びやすい ・手先が不器用

【人とのかかわりに関して】

- ・友達と遊ばない
- ・集団での生活になじみにくい
- ・初めての場所や人が苦手

【行動に関して】

- ・じっとしていることが少なく、動き回る
- ・かんしゃくが激しい

<療育・訓練について>

【療育】・・・個の特性に応じて、認知・言語の発達、心理的な安定、行動調整を促すための集団活動を行っている。（集団）

【動作訓練】・・・運動発達の遅れや運動機能に障がいがある子どもに機能訓練を行っている。（個別）

【言語訓練】・・・言葉の発達の遅れのある3歳児以上の子どもに個別の訓練を行っている。（個別）

【行動訓練】・・・集団への参加や行動の調整に課題のある子どもに、特性に応じた訓練を行っている。（個別）

<園への支援について>

【巡回相談】・・・発達障がいについての専門の相談員が、市内の保育園・幼稚園の要請に基づいて園を訪問・巡回し、対象のお子さんに適した支援について助言を行っている。（依頼用紙は幼児教育研究所のホームページにあります）

【事業見学・参観】・・・幼児教育研究所で行っている療育を見学・参観してもらうことで、環境設定や活動内容、子どもへの声の掛け方等を学んでもらう。

（まずは電話にて見学か参観の依頼をしてください）

幼児教育研究所 TEL 35-3812 FAX 35-3886

VI 小学校との連携

平成 29 年に小学校の学習指導要領が改訂された中で、小学校へ入学した子どもたちがスムーズに幼児教育から小学校教育へと移行できるように「スタートカリキュラム」を実施することが義務づけられた。久留米市では、園と小学校が連携できるよう「久留米市幼保小合同研修推進事業」を実施している。その中で、育てたい子どもたちの姿の共通理解を行い、「アプローチプログラム」を園が作成し、「スタートプログラム」を小学校が作成して子どもたちの保育や指導に取り組んでいる。推進事業についての詳細は、以下の通りである。

1. 事業目的

本市における幼児保育教育の資質向上及び幼児の健全育成に資するため、幼稚園・保育所・小学校（以下「幼保小」という。）の連携強化に努め、保育教育の一貫性を目指した専門的、総合的な事業を推進する。

2. 事業推進体制

事業目的を達成するため、幼保小及び関係者の代表により組織された幼児教育研究推進委員会が中心となって事業を推進し、幼児教育研究所が事務局となりとりまとめを行う。

幼児教育研究推進委員会は別途会則により組織する。

3. 久留米市の幼保小合同研修の経緯

平成 22 年度に、ワーキングチームによる検討を行い、「率直にものが言え、本音を出しやすい規模の実施形態への転換」「地域（ブロック）の実態に応じた実践」「幼保小で連携上の課題の共有及び 3 年間の実践研究の継続」の必要性を確認した。このことをもとに、平成 23 年度から 3 年間で 1 期としたブロック体制による実践研究の取組を始めた。

ブロック体制による取組を通して以下のような成果と課題が明らかになった。

【成果】

- 6 ブロック制にすることで、地域の実態を踏まえた実践を行うことができた。
- 園と小学校が連携する視点を焦点化・重点化することで、充実した取組ができた。
- 連携担当者会で取組の交流を行うことで、どの小学校校区でも共通して行う活動が増えた。

【課題】

- 幼保と小の円滑な接続を行うためには、日常的な連携による相互理解が必要である。
- 連携担当者が替わる際には確実に引継ぎを行い、交流の継続性を確立することが大切である。
- 取組を行ったことによる子どもの姿や教職員の意識の変容を検証する視点を検討する必要がある。

4. 実践研究の実際

(1) 研究の目的

就学後の環境の変化に対する戸惑いを軽減し、幼児が幼稚園・保育所生活を通して学んできたものを十分に発揮し小学生としてのさらなる成長ができるよう、幼保から小学校への円滑な移行のあり方を構築していく。

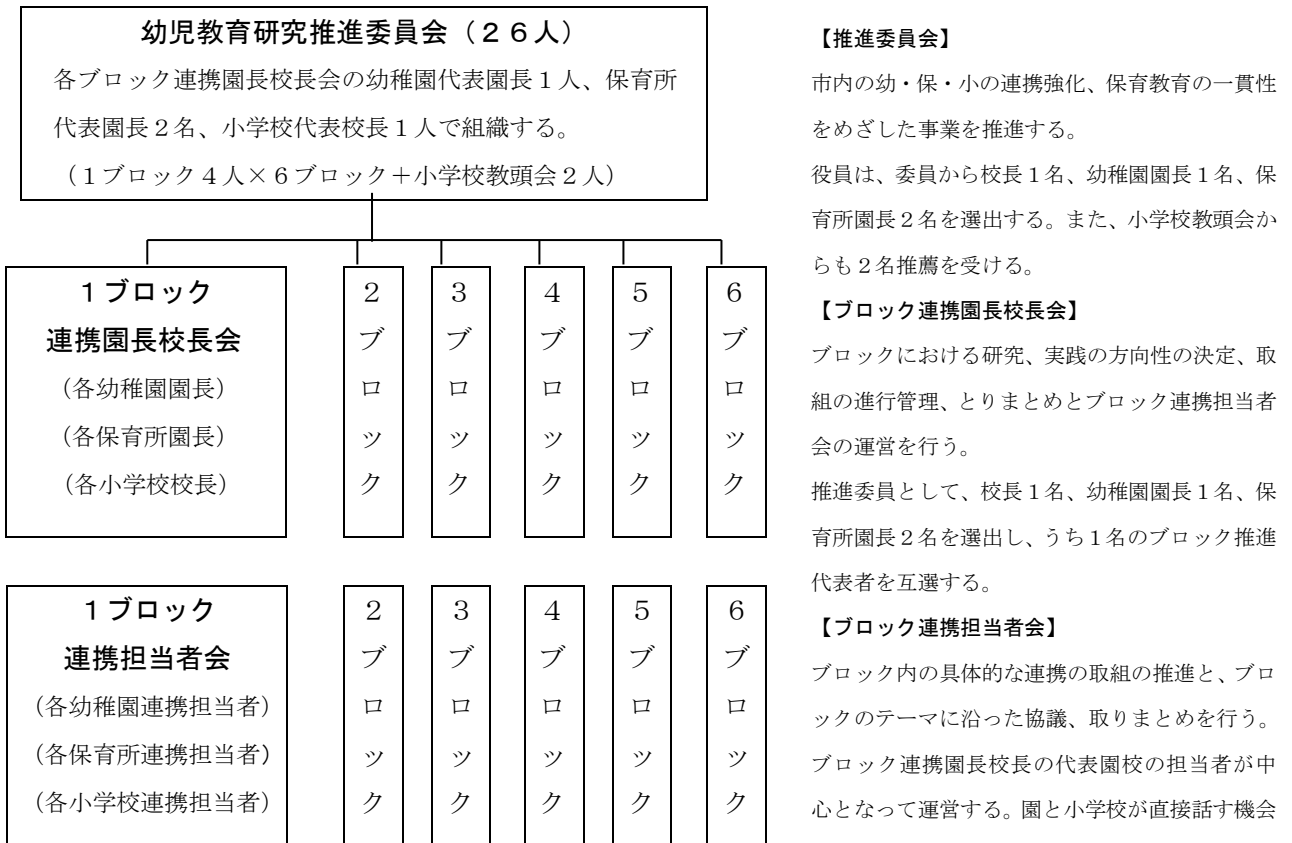
(2) 研究の内容

- ① 幼保小で共有する子どもの情報の内容とそのための方法
- ② 関係者の幼保小における保育、教育の現状理解の方策
- ③ 滑らかな接続のための保育教育内容の構築

(3) 研究の方法

市内6ブロック制をとり、3年サイクルとで、一年次の成果と課題を二年次、三年次へとつなげ、継続してブロックの実態に応じた研究の内容について協議を行う。また、実践、交流し検討した内容を研究推進委員会に持ち寄り、効果的な連携の情報の共有化や、移行プログラム、アプローチ・スタートプログラム等、実践モデルの成果の取りまとめを行うとともに、市内の全幼稚園、保育所、小学校に対する情報提供を行う。

(4) 研究推進組織



※ 事務局は幼児教育研究所に置く。

1年間の研究の流れは、以下の表のとおりである。

期日	活動内容
4月	○研究推進委員確認 (事務局) ・研究推進組織の確認 ・研究構想、推進計画の確認
5月	【第1回幼児教育研究推進委員会】 ・研究推進委員長決定 ・研究構想及び本年度の活動内容の確認 ・ブロックテーマの検討 ・移行プログラムの原案作成

6月	<p>【第1回各ブロック連携園長校長会及び各ブロック連携担当者会】 (各ブロック連携園長校長会の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の方向性の確認 ・移行プログラムの検討 ・共通取組事項、報告書の様式の確認 等 <p>(各ブロック連携担当者会の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行プログラムの検討・作成 ・アプローチプログラム・スタートプログラムの見直し 取り組み <p>●各施設での連携の取組の実施</p>
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの情報の共有
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、職員の交流
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・育てたい子どもの姿を育てる取組み
10月	
11月	<p>▼ 【第2回幼児教育研究推進委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ブロックの取組の進捗状況及び効果的な実践事例の交流、まとめ方の確認 ※幼保小合同研修会について ※「にじのかけ橋」の内容検討 <p>【第2回各ブロック連携担当者会】</p>
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組の情報交換 ▼ 取組内容の成果、まとめ
1月	<p>【幼保小合同研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ブロックの実践の総括(ブロック報告) ・次年度の取組の方向性 ※「にじのかけ橋」の発行 ・連携実践への助言(講師講話)
2月	<p>【第3回幼児教育研究推進委員会】</p>
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の内容確認 ・1年間の取組のまとめと次年度の活動内容の検討、確認

※ 連携担当者以外への各ブロックの具体的な取り組みの報告は、毎年3月に配布する「幼保小合同研修推進事業報告書」で行う。

Ⅶ. 同和保育

人間は生まれながらにして、人格を持った人間として尊重され、教育を受ける権利を有している。しかし、同和地区の乳幼児は長年の差別によって保障されるべき権利を著しく奪われている。同和保育はその実態に学び、乳幼児の身体的・精神的な基礎能力の発達を保障するものでなければならない。これは同和地区に存在する保育所の乳幼児のためという考えのみでなく、すべての乳幼児の健やかな発達を願うものである。子どもの人権を尊重することを基本にすえた解放保育の理念が子どもたちにとって必要不可欠なものとなっている。

解放保育は、部落差別の現実に学び、24時間保育の視点に立って、保育を必要とする子どもたちの保育所入所を保障する皆保育の原則を位置づけてきた。また、保育内容の創造に取り組み、差別を見抜き、差別を許さず、差別と戦い、自らの生活を切り拓いていくことのできる子どもを育てるために4つの指標と6つの原則を掲げている。

4つの指標

- (1) 健康でしなやかなからだづくり
- (2) 基本的な生活習慣の確立
- (3) 高い知的能力の保障
- (4) 解放の思想を支える豊かな感性 (1974年)

6つの原則

- (1) 能力主義の克服
- (2) 自然成長論の克服
- (3) 集団主義保育の確立
- (4) 生活と労働の結合
- (5) 遊びと労働の重視
- (6) 差別の現実から深く学ぶ (1978年)

これらの指標と原則を踏まえ、人権の視点を持った保育の実践に取り組み、一人一人の子どもとその保護者、地域へとつながり確かな育ちを保障することが大切である。

1. 人権教育・啓発の推進

久留米市人権教育・啓発基本指針

平成20年3月

《就学前教育機関》

近年、少子化や核家族化、都市化の進行により、家庭や地域における子育て機能の低下や地域とのつながりの希薄化といった問題など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

そのような中で、乳幼児期（0～6歳）は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて大切な時期であり、この時期に一人一人の乳幼児の人格や個性が尊重され、豊かな人間関係が育まれることは、その後の成長にとってきわめて重要なことです。しかし、最近の幼児は自然体験や社会体験の不足により、幼児どうして遊ぶ時に必要とされる自主性、協調性、問題解決能力等、様々な力が弱くなっているといわれています。そのために、幼児が育つ上で最も重要な人間関係が全般

的に希薄になってきていることが危惧されています。

したがって、就学前教育機関における人権教育の推進にあたっては、集団生活や遊びの中で、自己の存在感や充実感、そして、豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心、豊かな人権感覚を培うこと等が求められています。

幼児は、自分の周りの環境や友だちと遊びを通して直接かかわることで、好奇心や探究心を抱き、感情のコントロールや思いやり、協力することの大切さなどを体験的に学んでいきます。このような体験的な人とかかわりのなかで、人に対する愛情と信頼感が育まれていきます。

このため就学前教育では、幼児の主体的な活動をとおした友だちとの人間関係を一層豊かにするとともに、友だちと一緒に何かをやり遂げようとするなかで責任感や協調性、自主性を身につけていくことが重要です。

このように、遊びを通した集団とかかわりのなかで幼児の自己実現が図られることになるので、一人ひとりを活かした集団活動の機会が十分に確保できるよう教育・保育内容の編成をすることが必要になってきます。

幼児期は、心身の成長や発達が著しく、一人一人の幼児の個人差が大きいため、発達の過程や生活環境など、幼児の発達の全体的な姿を把握することが重要です。また、こうした発達の過程や生活環境など、一人ひとりの幼児の特性や発達課題を十分留意する必要があります。さらに、その上にとって、地域や家庭との連携を密にし、幼児の健康、基本的生活習慣、社会性や言葉の発達など、日常生活についての基本的な事項について幼児が十分に身につけることができるよう配慮した就学前教育を行わなければなりません。

また、幼児一人ひとりが幼児期にふさわしい生活を体験し、物事に進んで取り組む意欲と自信が身につくように教育する必要があります。さらに、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培うために、小学校における生活科などとの関連に留意して、一人一人の学びや発達の連続性に視点を当て、就学前教育と学校教育との接続が円滑にいくように連携を強化する必要があります。

幼児期における人権を大切にすることを育てる保育を適切に行うためには、教職員・保育所職員や保護者をはじめとする周囲の大人の人権感覚の高揚を図る必要があります。様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修が必要です。

2. 保育所（園）の取組

久留米市同和保育基本方針、及び久留米市保育要領に基づき、人権尊重の精神に貫かれた豊かな人間性を持った子どもの育成を目指す。

《人権保育方針》

- 子どもたちのおかれている状況を把握し、一人一人を大切にする保育をする。
- 子どもの生活経験を豊かにする中で感性を育て、差別を見抜き、差別を許さない子どもを育てる。
- 保育所（園）・保護者・地域が一体となり同じ目標に向かって子育てをする。

《人権保育目標》

- 子どもの生活を保護者、地域と共に考え子どもの育ちを保障しよう。 ～子どもの姿から学ぶ～

	テーマ	ねらい	人権の日の取組
4月	みんな友だち	新しい保育士、友だち、環境に慣れ楽しく過ごす	新入園児の紹介 クラスで取り組んでいることの発表
5月	命のつながり	一人一人に、また動植物に大切な命があることや、それがつながっていることを知る	いのちのつながりを考える
6月	みんなであそぶと楽しいな	異年齢であそぶ楽しさを知る	異年齢児での触れあいあそび
7月	多様性を認めよう	一人一人に違いがあることを知り、認め合っ て友だちになる	いろいろな人がいることを知る
8月	平和への願い	戦争の恐ろしさや命の大切さについて考える	紙芝居・絵本
9月	触れ合うって楽しいね	高齢者や地域の方と触れ合う中で親しみやいたわりの心を育む	敬老の日のつどい
10月	大切な友だち	地域の行事や活動を通してみんな大切な仲間としてつながっていく	人権フェスタ
11月	いろいろな仕事	自分たちの生活がいろいろな仕事に支えられていることを知り、感謝の気持ちを持つ	いろいろな仕事
12月	みんな頑張ったね	楽しい集いで頑張ったことを発表しあい、ほめられる心地よさを知る	劇あそび
1月	いいところを見つけよう	自分や友だちのいいところを見つけ認め合う	いいところを見つけ
2月	自分の思っている事を伝えよう	あそびや生活の中で、自分の思いや考えを安心して表現する	サイコロトーク
3月	ずっと友だち	異年齢児と触れ合い、あそびながらつながりを深めていく	異年齢交流

久留米市同和保育基本方針

1 基本的な考え方

同和保育は、人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる問題である。

しかしながら、同和対策対象地域（以下「対象地域」という。）においては、今日においてもなお、市民的権利と自由が完全に保障されていない。

この問題の早急な解決を図ることは、国及び地方公共団体の責務であり、同時に国民的課題である。

したがって、同和問題の解決にあたっては、社会福祉の充実、産業職業の安定、基本的人権の保障等同和行政施策を積極的かつ総合的に推進しなければならない。

対象地域の乳幼児の健全育成は、同和問題の解決に大きな役割を果たすものであり、その一環として同和保育の場が必要である。

2 同和保育の目標

乳幼児期は心身の発達が著しく、人間形成の基礎をきづく重要な時期である。

同和保育においては、対象地域における乳幼児のおかれている実態を把握し、同和保育所における集団保育を通して基本的生活習慣や態度を養い、心身の諸能力の調和的な発達を図り、豊かな人間性をもった児童を育成することを目標とする。

3 同和保育の推進

同和保育を積極的に推進するため、次の諸事項の推進につとめる。

(1) 保育施設の整備

同和保育所の果たす役割の重要性を認識し、保育効果を十分あげるため、対象地域の実態に応じた施設の整備につとめる。

(2) 入所措置

対象地域における乳幼児の実態を十分考慮し、保育を必要とする乳幼児が入所できるよう配慮する。

(3) 人的条件の整備

同和保育の推進及び充実を図るために、要員の配置等については実情を十分考慮し、必要な措置を講ずる。また、職員の資質向上のため研修を実施する。

(4) 保育内容の充実

研究や実践及び諸活動を通して、同和保育内容の充実を図る。

(5) 地域、家庭及同和保育所との連携

乳幼児及びその家庭ならびに対象地域の実態を十分把握し、保育者の理解と自覚を高めつつ、相互の連携を深める。

4 む す び

同和保育は、対象地域の乳幼児の発達保障はもとより、保護者の労働等総合的な同和対策事業の一翼を担うものである。

したがって、同和保育の推進にあたっては、同和保育所を軸とし、対象地域、家庭との密接な連携はもちろん、関連諸施策との総合的展開によって乳幼児の健全育成につとめる。

久留米市同和保育所運営要領

(目的)

第1条 この要領は、久留米市同和保育指針（以下 「基本方針」という。）に基づき、同和保育所運営に関し、必要な事項を定める。

(同和保育所の指定)

第2条 この要領において同和保育所とは、ひまわり保育園とする。

(同和保育所の責務)

第3条 すべての保育所は、同和保育の重要性にかんがみ、基本方針を正しく理解、認識しなければならない。特に同和保育所においては、基本方針に基づき同和保育を積極的に推進しなければならない。

(同和保育所保育職員の取り組み)

第4条 保育職員は、次のことに積極的に取り組むものとする。

- (1) 常にたゆまない研修、研鑽を積み保育内容、保育方針の充実につとめる。
- (2) 保育職員は、対象地域及び家族、乳幼児のおかれている実態を的確に把握し、日常保育を通して強い意志と他人への思いやりの気持ちを育てる保育につとめる。
- (3) 保育職員は、乳幼児一人ひとりの家庭の状況、子どものしつけ等保護者の指導について取り組み、家庭及び対象地域との密接な連携を深めるようにつとめる。

(家庭支援保育士の役割、任務)

第5条 家庭支援推進保育士は、園長の指導のもとに、同和保育所保育職員とともに、同和保育の推進及び充実を図るため、中心的役割を果たす。

- (1) 保育内容、保育方法の充実
- (2) 対象地域、各種関係機関等との連携
- (3) 保護者との連続調整
- (4) 同和保育についての調査、研究

(家庭支援推進保育士の任命)

第6条 家庭支援推進保育士は、園長が推薦し、子ども保育課長が命じる。

付 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。